

洲 DX 第 2 4 3 号

令和 7 年 7 月 2 日

洲本市CATV事業の在り方に関する審議会会長 様

洲本市長 上 崎 勝 規



洲本市CATV事業の在り方について（諮問）

洲本市CATV事業の在り方に関する審議会条例第2条の規定に基づき、下記の件について、貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

洲本市CATV事業の今後の在り方（方向性）について

2. 諮問の趣旨

洲本市CATV事業は、旧五色町が平成6年、旧洲本市が平成11年に開局して以来、コミュニティチャンネルの放送だけでなく、地上波の難視聴対策や告知放送、屋外放送等による防災機能、市内全域でのブロードバンドサービスの提供など、市民生活に必要不可欠なサービスを担ってきたところです。

これらの役割は現在にあっても変わらないものの、定期的に必要となる施設の維持更新費用が市の大きな負担となっていることに加え、インターネットサービスの高度化など、刻々と変化する技術革新にも柔軟かつ的確に対応していく必要があります。

以上の事情を踏まえた、洲本市CATV事業の将来を見据えた望ましい在り方について、貴審議会でご審議を賜り、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

以上